

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

【令和 年 月 日 現在】

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-453-1002(午前9時～午後6時まで)

担当 宮崎 隼

2 ゆいまーる習志野の概要

(1)提供できるサービスの種類と所在地

施設名称	ゆいまーる習志野ショートステイサービスセンター
所在地	習志野市秋津3丁目5-1
介護保険指定番号	短期入所生活介護(千葉県指定 1272101435)

(2)同事業所の職員体制(併設事業所も含む)

3:1(利用数:介護看護職員数) ※施設内掲示の通り

・管理者 1名 (従来型・ユニット型・短期入所生活介護事業と兼務)

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

・医師 1名以上(非常勤職員1名以上、従来型・ユニット型・短期入所生活介護事業と兼務)

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

・生活相談員 1名以上

入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

・介護職員 34名以上(常勤換算34名以上、従来型と兼務)

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

・看護職員 1名以上(常勤職員1名以上)

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

・管理栄養士 1名以上(常勤職員1名以上、本体施設と兼務)

食事の献立作成、栄養計算、栄養ケア・マネジメント作成、入所者に対する栄養指導等を行う。

・機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

・事務職員 3名以上(常勤換算3名以上、本体施設と兼務)

必要な事務を行う。

(3) 同施設の設備の概要

施設内掲示のとおり

(4) 通常の送迎実施地域

通常の送迎実施地域は、習志野市・千葉市・船橋市の区域とする。

3 サービスの内容

- ①食事 ②入浴 ③介護 ④機能訓練 ⑤生活相談 ⑥健康管理 ⑦療養食の提供
⑧理美容サービス ⑨レクリエーション ほか

4 利用料金

(1) 基本料金

お支払いいただく料金の単価は契約書別紙のとおりです。

(2) その他の料金

- ① 理美容費 実費
② その他

・ 上記のほか、レクリエーション費用、買物サービスの費用、送迎などは自己負担となります。

(3) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所前の前日午後5時までにご連絡をいただいた場合	無 料
②入所前の当日午後5時までにご連絡をいただいた場合	該当基本料の20%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービス中止して退所する場合、退所日までの日数を基準に計算します。

※…以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎月、中旬頃までに前月分の請求をいたしますので、お支払いください。

お支払い頂きますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、口座自動引き落とし、または、現金といたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用計画の終了

- ①お客様の都合でサービス利用計画を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

この場合、その後の予約は無効となります。

(3) 自動終了

- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡、又は非保険者の資格を喪失した場合
- ④ お客様が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払われない場合、お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により、施設を閉鎖若しくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6 当施設の短期入所生活介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者の個人としての尊厳性への尊重と可能性の開発、生きがいの持てる健全で安らかな生活が保障されるよう、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、職員全員の共通認識とし、サービス計画に基づき、機能訓練及び必要な援助を懇切丁寧に行うことを旨とし、信義誠実をもってサービス提供することを運営方針とする。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

午前9:00 ～ 午後8:00まで *緊急の場合はこの限りではありません。

②外出、外泊について

事前に所定の手続きにより、施設へ申し出て下さい。

③飲酒、喫煙

ご相談して下さい。

※但し喫煙は指定の場所に限りませ

④設備、器具の利用

決められた通りに正しくお使い下さい。

※場合によっては弁償していただく場合があります。

⑤金銭、貴重品の管理

所持する場合は、自己責任のもと管理をお願い致します。

※万一事故等が発生した場合には、当施設では責任を負いません。

⑥病院等への受診

利用中の受診等については、ご家族のお付き添いにて対応をお願い致します。

⑦宗教活動

個人的な活動については認めますが、職員または他の利用者等については管理上の問題から認められません。

⑧所持品等の持ち込み（ペット等含む）

所持品等については、ご相談して下さい。但し、ペット等については管理上の問題から認められません。

※ご面会時等のペットの持ち込みは認められません。

※その他、職員にご確認下さい。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8 事故発生時の対応

(1) 当該入所者への対応

事故発生時は、当該入所者の安全を最優先とて、緊急時マニュアルに沿って対応する。

(2) 事故状況の記録

事故の状況及びその後の経過について記録する。

(3) 報告

サービスの提供により事故が発生した場合には、当該入所者の家族、県等に報告する。

(4) 損害賠償

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

9 非常災害対策

・ 防災時の対応

・ 防災設備 全館管理

・ 防災訓練 全職員を対象とした防災訓練を実施します。また、地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施を行います。

・ 防火責任者 防火責任者の設置

10 虐待防止に向けた体制

虐待防止に向け、職員に対しての研修を実施します。

11 サービス内容に関する相談・苦情

●当施設ご利用相談・苦情担当 ゆいまーる習志野相談係

・ 苦情受付担当

ゆいまーる習志野介護老人福祉施設 主任相談員 増嶋 良充
(電話) 047-453-1002

・ 苦情解決責任者

ゆいまーる習志野介護老人福祉施設 施設長 白川 久雄
(電話) 047-453-1002

●第三者委員

弁護士 熊野 明夫 (電話) 043-222-1492

団体職員 大野 長年 (電話) 043-424-0808

●千葉県国民健康保険団体連合会

1.1 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

1.2 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 清和園
 代表者役職・氏名 理事長 清水 一人
 本部所在地 千葉県若葉区若松町792-1
 電話番号 043-424-0808

◎定款の目的に定めた事業

- 1 養護老人ホーム
- 2 特別養護老人ホーム
- 3 老人短期入所事業
- 4 老人デイサービス事業
- 5 老人訪問介護事業
- 6 老人居宅介護支援事業
- 7 老人介護支援センター事業
- 8 地域包括支援センター
- 9 ケアハウス
- 10 特定施設入所者生活介護
- 11 生活支援ハウス
- 12 認知症対応型共同生活介護
- 13 介護予防支援事業
- 14 障害福祉サービス事業
- 15 その他これに付随する事業

◎施設・拠点・事業等

養護老人ホーム	1ヶ所
特別養護老人ホーム（従来型）	5ヶ所
特別養護老人ホーム（ユニット型）	3ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	1ヶ所
短期入所生活介護（予防含む）	12ヶ所
通所介護（予防含む）	9ヶ所
認知症対応型通所介護（予防含む）	2ヶ所
居宅介護支援事業	4ヶ所
ケアハウス	1ヶ所
地域包括支援センター	2ヶ所

特定施設入居者生活介護	1ヶ所
生活支援ハウス	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
訪問介護（予防含む）	2ヶ所
障害者グループホーム	1ヶ所
日中一時支援	1ヶ所
共生型生活介護事業	2ヶ所

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 習志野市秋津3丁目5-1

名称 社会福祉法人 清和園

ゆいまーる習志野ショートステイサービスセンター

管理者 白川久雄

印

私は、契約書及び本書面により事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印